平成２４年（フ）第５６６号
神奈川県平塚市纏319番地の７　メゾン森部202号、前住所神奈川県平塚市万田３番地コーポＫＪＭ206号
債務者　佐藤　　靖
1　決定年月日時　平成24年11月22日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月17日まで横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２４年（フ）第５８４号
神奈川県南足柄市沼田264番地３　安藤アパート１号室
債務者　雨田　公香
1　決定年月日時　平成24年11月22日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月17日まで横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２４年（フ）第６０２号
神奈川県平塚市代官町28番10号　パル平塚103号、前住所神奈川県平塚市撫子原８番28号　プレプラージュＡ202号
債務者　山下　　望
1　決定年月日時　平成24年11月22日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月17日まで横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２４年（フ）第６１０号
神奈川県秦野市鶴巻2166番地、前住所愛知県岡崎市大西町字奥長入35番地70　第１協栄荘19
債務者　原田浩太郎
1　決定年月日時　平成24年11月22日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月17日まで横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２４年（フ）第６３９号
神奈川県厚木市関口60番地１　レジデンスヒライＡ―102
債務者　中村　興司
1　決定年月日時　平成24年11月22日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月17日まで横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２４年（フ）第６４０号
神奈川県厚木市関口60番地１　レジデンスヒライＡ―101
債務者　中村　　司
1　決定年月日時　平成24年11月22日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月17日まで横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２４年（フ）第４５８号
新潟市北区川西１丁目16番１号、前住所新潟市北区柳原７丁目５番23号
債務者　藤井　元気
1　決定年月日時　平成24年11月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月17日まで新潟地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第４７０号
新潟市中央区関屋下川原町２丁目18番地、前住所新潟県五泉市大川前２番23号
債務者　佐野ひろ子
1　決定年月日時　平成24年11月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月17日まで新潟地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第４７６号
新潟市西区五十嵐一の町6368番地293　ハイツシミズ３―207号室、住民票上の住所新潟市西区寺尾上５丁目１番８号
債務者　森　　千修
1　決定年月日時　平成24年11月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月17日まで新潟地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第１７２号
長崎県諫早市高来町上与272番地３、前住所長崎県諫早市小長井町牧102番地
債務者　平野利津枝（旧姓鑄場﨑）
1　決定年月日時　平成24年11月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月17日まで長崎地方裁判所大村支部破産係

平成２４年（フ）第１４７号
青森県弘前市大字田園５丁目１番地11
債務者　外崎　博之
1　決定年月日時　平成24年11月22日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月18日まで青森地方裁判所弘前支部

平成２４年（フ）第２５５号
茨城県石岡市真家2542番地７　希望の家、前住所茨城県石岡市柿岡551番地４
債務者　遠藤紀美子
1　決定年月日時　平成24年11月19日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月18日まで水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２４年（フ）第８０号
福島県いわき市若葉台１丁目19番地の13
債務者　折笠　　仁
1　決定年月日時　平成24年11月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月21日まで福島地方裁判所いわき支部

平成２４年（フ）第４１６号
茨城県ひたちなか市大字勝倉978番地１
債務者　粕谷　英夫
1　決定年月日時　平成24年11月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月21日まで水戸地方裁判所

平成２４年（フ）第４２５号
茨城県水戸市吉沢町212番地の７
債務者　鬼澤　美江
1　決定年月日時　平成24年11月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月21日まで水戸地方裁判所

平成２４年（フ）第４２６号
茨城県水戸市東野町215番地の１　東野の家、旧住所茨城県水戸市吉沢町212番地の７
債務者　鬼澤美代子
1　決定年月日時　平成24年11月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月21日まで水戸地方裁判所

平成２４年（フ）第４３５号
茨城県水戸市百合が丘町８番地の１　県営百合が丘アパート４棟１Ｆ３号
債務者　梁川圭一こと　梁　　圭一
1　決定年月日時　平成24年11月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月21日まで水戸地方裁判所